

観光地域高付加価値化整備事業費補助金について

1. 要 旨

付加価値の高い滞在環境を実現し、滞在の長期化や消費の増加、地域観光産業の活性化・基幹産業化を図るため市や観光関係団体等と一体となり地域の高付加価値化につながる施設整備や施設改修を行う事業者に対し補助金を交付する。

2. 補助金概要

(1) 補助の対象

① インバウンド向け施設改修事業

- ・ 宿泊施設 「和洋室化」「部屋付き露天風呂の設置」「客室面積の増加」のいずれかを伴う改修
- ・ 観光施設 観光地の消費拡大、裨益効果の創出につながる改修
(インバウンド向けに新サービス、新商品の販売を伴うものに限る)

② リノベーション事業

- ・ 遊休建物の活用や用途変更等により宿泊施設や観光施設の稼ぐ力の向上を図る事業
- ・ 観光客の誘致を目的とした跡地利用のための廃屋撤去
(不動産登記されている建築物等に限る)

(2) 補助率（協調補助）

1/2（県 1/3、市 1/6）

- ・ 補助上限（1施設あたり）

宿泊施設	3,300 万円（県補助額）
観光施設	600 万円（県補助額）
廃屋撤去	600 万円（県補助額）

- ・ 補助下限（1施設あたり） 200 万円（県補助額）

3. 備考

- ・ 事業を行う場合、観光地高付加価値化整備計画の策定が必要になるため、令和 8 年度の実施は不可。
- ・ 計画策定には、4 事業者以上が必要となる。
- ・ 詳細は、市 HP を確認の上、観光課に問い合わせる。